急な増水による河川水難事故防止アクションプラン

~夏の水遊びの時期を迎えて~

I. 国土交通省河川局が緊急に取り組む事項

くきめ細かいレーダー雨量情報の提供>

(1)

いつどこで生ずるか分からない急な増水は、上流域で生ずる局地的な集中豪雨が有力な予兆となると考えられるので、局地的な降雨も把握できるレーダー雨量情報を現地の河川利用者が知ることができれば、事前の避難にとって非常に有効な情報となる。

そのため、インターネットにより携帯電話にも提供されている「川の防災情報」において、本年4月より提供が開始された、1km×1kmメッシュのレーダー雨量情報は有効な活用手段である。

※「川の防災情報」のインターネットアドレス(<u>http://i.river.go.jp/</u>)

<急な増水の危険性を啓発するリーフレットの作成>

② 急な増水の危険性について河川利用者の理解と関心を高める啓発リーフレットを作成し、関係機関へ提供する。

<安全な河川利用に係る取り組み事例集の作成>

③ 安全な河川利用に向けた全国各地の取り組みをまとめた事例集を作成し、河川管理者等へ提供する。

<河川水難事故の救助等に関係する省庁間連携>

④ 河川水難事故の救助等に関係する省庁(消防庁、警察庁)と連携し、急な増水による河川水難事故防止に向けた情報共有、各地域への周知等に取り組む。

<「子どもの水辺」に関係する省庁間連携>

⑤ 「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」で連携する省庁(文部科学省、環境省、農林水産省)とともに、急な増水による子どもたちの河川水難事故防止に向けた啓発活動に取り組む。

II. 河川管理者(地方整備局、都道府県等)が関係機関や地域の方々と連携する などして取り組む事項

<河川情報入手先の現地での周知>

□ 雨量・水位等の情報を入手できる「川の防災情報」等の河川情報について、その入 手先(URL)を周知するため、河川利用の盛んな河川等から順次、河川利用の現場と なる河川沿いの様々な看板等に、入手先のバーコード等を明示したシール等を貼付 する。

※URL: Uniform Resource Locator の略。インターネットにおける情報の「住所」にあたる。

<コンビニ等を活用した安全な河川利用に関する情報提供>

② 河川利用者に直接情報がいきわたるよう、河川付近のコンビニエンスストアや漁業協同組合、釣具店等、あるいは河川における各種イベント会場等において、急な増水の危険性を含む安全な河川利用について啓発するため国土交通省河川局が作成した急な増水の啓発リーフレットや安全な河川利用に関するパンフレット等を配布する。

<河川管理者による啓発活動の強化>

国土交通省や地方公共団体のホームページや様々な媒体等を活用し、急な増水の危 ③ 険性について情報提供し、その認識と注意喚起を図る。

また、河川の環境学習や体験活動などの出前講座等を活用し、急な増水の危険性についての啓発活動等を進める。

<各地域における関係機関の連携強化>

各地域の関係機関との連携を強化し、急な増水による河川水難事故の防止に向けた情報共有、啓発活動等に取り組む。この際、都道府県をまたがる河川流域のうち、急な増水への対応に役立つと考えられる雨量・水位観測データについては、都道府県間における情報の共有を進める

<急な増水の危険性を周知する啓発看板の設置>

⑤ 過去に急な増水による河川水難事故が発生した場所等に、関係機関と協力して急な 増水に関する危険性を周知する啓発看板を整備する。

<急な増水時の多様な注意喚起方法の検討>

⑥ 漁業協同組合等との連携やダム放流警報施設等の活用など、急な増水時の多様な注 意喚起方法について検討する。

Ⅲ. 河川管理者(地方整備局、都道府県等)が関係機関や地域の方々に呼びかける事項

<川の安全講座等の促進>

① 河川の活動団体等の指導者を対象とした安全講座等において、河川での活動に内在する急な増水の危険性に関する講座等を盛り込むよう促していく。

<気象情報等のメール配信サービス活用の促進>

河川利用者が注意報・警報等の発令を強制的に認知できるようにするためには、都 道府県などで実施している注意報・警報等の気象情報に関するメール配信サービス の活用が有効である。そのため、その活用を啓発するとともに、情報提供事業者に は、急な増水の危険性を注意喚起する情報表示等についての協力依頼を行う。